

## 武器輸出禁止規範の形成と限界

いなざわひろゆき  
稲澤 宏行

本論文の目的は「1945年－1983年における日本の武器輸出管理政策」から「武器輸出禁止規範の形成過程」と「規範の限界」を明らかにすることである。事例検証においては、まず戦後日本の武器管理政策、特に「武器輸出三原則」が同じココム加入および第二次中東戦争期における一連の政策形成過程において形成されてきたことを明らかにした。「武器輸出三原則」の中で(1) 共産圏諸国向けの武器輸出禁止については、当然のことながら「ココム」加入をつうじて規制をされている。また(2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの武器輸出の禁止については、ココム加入時の通産省の貿易輸出の方針として「国連協力」を掲げていたことを踏襲しているといえる。しかし、これらは「日本国憲法の理念」や「平和主義」といった平和的な色合いをもつものではなく、米国の対共産圏への輸出統制政策の一環として形成された、「軍事的利益」や「経済的利益」の影響を色濃くもつものであったと言える。また、中東戦争時においてはイスラエルやシリアなどの紛争当事国への武器輸出から、紛争の長期化や拡大を防止するという点から、武器輸出三原則における(3)国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合の武器輸出禁止が、この時点で形成されたといえる。そして、スエズ動乱による中東情勢の緊迫化は紛争巻き込まれ防止という「軍事的利益」の観点や、民需品輸出への影響といった「経済的利益」の観点から政府の武器輸出への抑制的な姿勢を決定づけることとなった。

それでも、1960年代に入ると台湾、インドなどから武器輸出への引き合いはあったものの、これらの国々は中国やパキスタンとの領土紛争をかかえており、紛争当事国あるいは紛争当事国となる可能性が高かったため、こちらも「軍事的利益」および「経済的利益」の観点から輸出許可が下りることは無かった。そして、佐藤総理大臣によって「武器輸出三原則」が表明されることとなったものの、この時期においても「武器輸出禁止規範」は「形成」されておらず、「武器輸出管理政策」は「軍事的利益」と「経済的利益」から形成されていたことが確認できる。しかし、日中国交正常化交渉を控えた田中によって、武器輸出三原則が憲法に基づく平和主義の影響を受けているとの見解が示されて以降、従来の武器輸出問題は「軍事的利益」や「経済的利益」から説明されるものから、憲法の「平和主義」から導き出されるものへと形を変えることとなり、またその答弁内容から「武器輸出全面禁止」がうたわれることとなったのであった。三木は

該当地域以外への武器輸出については、武器輸出三原則が禁止していないことを答弁を通じて改めて表明したが、この動きに対して野党は攻撃を強め、結果的に「武器輸出に関する政府の統一見解」と「武器輸出問題に関する決議」が出されることとなった。そしてこの時期において「武器輸出禁止規範」は「形成」され、その影響を受けて日本兵器工業会は定款の実施事業項目から「輸出振興に関すること」という文言を削除することとなるなど社会全般にも大きな影響を与えることとなった。

だが、1981年6月に米国から提起された対米武器技術供与問題は「武器輸出禁止規範」の「限界」を生じさせた。この時期になって米国国防総省は武器調達の方針転換し、日本をはじめとする同盟国からの軍事技術の移転を求めるようになったのであった。そして、軍事技術の移転に際して障害となる日本の武器輸出三原則は、米国側からの直接的な批判に晒されることとなり、中曽根康弘政権は「武器輸出禁止規範」に「限界」を生じさせることとなる。対米武器技術供与問題は、中曽根内閣において決着がつけられ「武器輸出三原則」、「武器輸出に関する政府統一方針」の適用から米国は除外された。既に見たように「武器輸出禁止規範」は1970年代から1980年代年代初頭まで「武器輸出管理政策」の形成に影響を与えたが日米同盟の深化による「軍事的利益」によって「武器輸出禁止規範」は「影響」を受け、結果的に武器輸出三原則の例外化が為されることとなった。

これらの事例検証を通じて明らかになったことは、戦後の日本においては当初から「武器輸出禁止規範」というものが存在したのではなく、それ以前の武器輸出管理政策形成における抑制的な姿勢は「平和主義」などの平和的な観点からではなく「軍事的利益」や「経済的利益」から形成されたものであった。そして「武器輸出禁止規範」は、ある1970年代から1980年代初頭のごく限られた時期においては政策形成に大きな影響を与えただけでなく、民間企業や経済団体の経済活動にまで影響を及ぼしたが、日米同盟の深化のもとで「規範の限界」を示した。戦後日本の安全保障政策は構成主義におけるクリティカル・ケースであるとされているが、クリティカル・ケースである戦後日本の安全保障政策においても「軍事的利益」の前では「規範」には「限界」が存在し、その「限界」ゆえに構成主義がもつ「分析射程」も限定的であることを本研究での事例検証を通じて明らかにできた。